

座間市幼児教育・保育無償化の御案内



このパンフレットは、幼稚園・認定こども園（幼稚園部分のみ）（以下、「幼稚園等」という。）の幼児教育・保育無償化（以下、「無償化」という。）に関する手続や必要書類などについて、記載しています。

無償化の対象となるためには、事前に申請書の提出が必要です。よくお読みになり、手続をお願いします。

市内、市外施設の詳細情報はこちら！

（ここ de サーチ_トップページ）



1 はじめに

無償化の対象となるためには、利用開始前に居住する市町村に対して手続きが必要です。提出された書類に基づき市町村が認定し、支給認定証を交付します。

※書類を受領した月の1日時点で要件を満たしている場合は、受領した月から認定となります。

2 教育時間の保育料（利用料）について

無償化の認定を受けた方は、幼稚園等の教育時間が無償化の対象となります。

※保育料とは別に、実費徴収される通園バス代や行事費等は、無償化の対象とならずに保護者負担となります。

① 無償化の金額

	施設型給付を受ける園	施設型給付を受けない園
1月当たりの無償化の金額	全額	28,000円（上限額）

② 無償化に係る給付の手続き

無償化の金額は、座間市から幼稚園等に給付しますので、保護者から座間市に対する無償化給付の請求手続はありません。

3 預かり保育の利用料について

就労や疾病など、保育の必要性の認定を受けた世帯の子どもが、預かり保育を利用した場合に無償化の対象となります。

※満3歳児クラスは、市町村民税非課税世帯（生活保護世帯、里親を含む。以下「非課税世帯等」という。）で保育の必要性のある方が対象です。

① 保育の必要性の種類

	保護者の状況	認定される期間
1	自宅内外で月64時間以上働いているとき	退職等まで 又は 就学まで
2	出産の準備や出産後の休養が必要なとき	産前6週から産後8週までを含む月
3	病気、負傷、障害等のため保育が困難なとき	医師の診断書等で判断できる期間
4	親族の介護や看護をしているとき	医師の診断書等で判断できる期間
5	震災、火災などの復旧に当たっているとき	復旧状況により必要と判断できる期間
6	仕事を探しているとき	3か月間
7	大学や職業訓練校などに在学しているとき	卒業等までの期間

② 無償化の金額

	3歳～5歳児クラス	満3歳児クラス 非課税世帯等
1月当たりの無償化の金額 ※ア～ウのうち最も低い額	ア：12,300円（上限額） イ：490円×預かり保育利用日数 ウ：1月当たりの預かり保育利用料	ア：17,700円（上限額） イ：490円×預かり保育利用日数 ウ：1月当たりの預かり保育利用料

③ 預かり保育と認可外施設等を併用する場合

預かり保育が一定基準未満（1日8時間未満又は年間200日未満）の幼稚園等を利用する場合は、預かり保育と認可外保育施設の利用分を合わせ、②の範囲で無償化の対象となります。

④ 無償化給付の手続き

手続の流れは、施設によって異なります。「代理受領方式」と「償還払い方式」のどちらとなるかは、施設にお問合せください。なお、併用した認可外保育施設等の利用分が無償化の対象となる場合は、償還払い方式での請求手続が必要です。

支払方法	手続の内容
代理受領方式	無償化の金額は、座間市から幼稚園等に給付しますので、無償化給付の請求手続はありません。上限額を超えた差額は、幼稚園等にお支払いください。
償還払い方式	利用料の全額を幼稚園等に支払い、発行された領収書及び提供証明書を添付して座間市に請求手続を行ってください。詳細は、該当者に御案内します。本年度は3か月ごと、年4回の手続期間を設けています。

⑤ 締切り

預かり保育料の請求可能期間は、利用月の翌月1日を起算日とし、2年間です。2年を経過しますと、請求ができなくなりますので、御注意ください。



4 副食費について

無償化の認定を受けた方が、更に①の要件のいずれかに該当する場合は、おかず・おやつ等の副食費が免除の対象となります。なお、米・パン・麺などの主食費は、免除の対象外です。

① 免除の要件

1	保護者の市町村民税所得割額の合算額が77,101円未満の世帯 市町村民税所得割額は、4～8月は前年度、9～3月は当年度で、調整控除以外の税額控除の適用前の額を用います。また、父母の市町村民税の所得割額が0円の場合は、同居する祖父母のいずれか多い方の市町村民税所得割額で算定します。
2	小学校3年生までの兄・姉が2人以上いる世帯 小学校3年生修了前の兄・姉を第1子とし、順に数えて第3子以降が対象です。
3	生活保護世帯又は里親等に委託されている世帯 幼稚園等を利用する子どもが生活保護世帯又は里親等に委託されている世帯が対象です（提出書類については、P.5参照。）。

② 免除の金額

	施設型給付を受ける園	施設型給付を受けない園
1月当たりの免除の金額	全額	4,900円（上限額）

③ 免除の請求手続き

施設類型	手続きの内容
施設型給付を受ける園	座間市から幼稚園等に給付しますので、保護者から座間市に対する免除の請求手続きはありません。
施設型給付を受けない園	申請書に発行された領収書を添付し、座間市に申請手続きを行ってください。本年度は、年2回の手続期間を設けています。 詳しくは右記の二次元コードから御確認ください。  【必要書類】 ・補足給付費支給申請書（市 HP よりダウンロード可能） ・領収書（園から交付を受けてください。） ・振込口座の分かるもの（通帳やキャッシュカードの写し）

④ 締切り

対象期間	締切り
上期（令和9年4～8月）分	令和9年9月末日
下期（令和9年9～令和10年3月）分	令和10年4月末日

お支払いは、御申請いただいた口座に、締切り後概ね1か月程度でお振込します。

審査の結果、免除の対象外となった場合には、対象外であることをお知らせします。

副食費の請求可能期間は、利用月の翌月1日を起算日とし、**5年間**です。5年を経過しますと、請求ができなくなりますので、御注意ください。

5 無償化の手続について

無償化の対象となるためには、保護者が居住する市町村に以下の書類により申請し、無償化の認定を受ける必要があります。書類に不足がある場合は、認定ができないことがあります。

① 全ての方が提出する書類

1	子どものための教育・保育給付等認定申請書
---	----------------------

② 世帯状況により①の書類に加えて提出する書類(下記の状況に該当しない場合は、提出の必要はありません。)

	状況	提出書類
1	ひとり親家庭の場合 ※いずれかの書類を提出	・児童扶養手当証書の写し ・ひとり親家庭等医療費助成事業医療証(マル親医療証)の写し ・全部事項証明書(戸籍謄本) ・裁判所より発行される離婚調停中の証明書 ・離婚協議中である旨が分かる弁護士等による証明
2	単身赴任中の方がいる場合	単身赴任をしている方の課税(非課税)証明書
3	生活保護世帯の場合	受給者証のコピー
4	里親等に委託されている世帯の場合	措置委託通知書のコピー等
5	令和7年中又は令和8年中に 国外に居住していた場合	該当年の国内収入と国外収入を勤務先が証明した書類
6	保育の必要性があり、預かり保育を利用する場合	保護者の保育の必要性を証明する書類 ※③の書類のいずれか

③ 保育の必要性を証明する書類

	要件		提出書類
1	就労	月64時間以上の就労	・就労証明書(自営業、農業、発注先不特定の内職の場合は、併せて営業許可証や開業届の写し等)
2	妊娠・出産	産前6週から産後8週が属する月であり、出産の準備又は休養を要する期間	・母子手帳の写し ※表紙及び出産予定日が記載されているページのもの
3	傷病・障害	負傷又は病気、身体・精神に障がいがある場合 ※いずれかの書類を提出	・保育の必要性とその期間の記載がある医師の診断書 ・障害者手帳の写し ※いずれかの書類を提出
4	親族の介護	長期にわたり傷病・障がいのある親族の介護をする場合	・医師の診断書又は障害者手帳の写し ・介護の状況やスケジュールを記したもの(任意書式)
5	災害復旧	火災・風水害・地震などの災害により、その復旧に当たる場合	・罹災証明書
6	求職活動	要件を満たす就労をするための活動を行い、外出することが常態となっている場合	・期間限定誓約書
7	就学	学校教育法に基づく学校、職業訓練校、その他専門学校などに在学している場合	・学生証又は在学証明書 ・時間割等スケジュールを記したもの

6 支給認定区分の種類について

提出された書類に基づき、以下の区分で認定し、支給認定証を交付します。

認定区分	対象
1号・新1号認定	満3歳から5歳までで、保育の必要性がない世帯
新2号認定	3歳児クラスから5歳児クラスまでで、保育の必要性がある世帯
新3号認定	満3歳で、保育の必要性がある非課税世帯等

※2号（認定こども園の保育所部分）の利用を御希望の方は、こちらの書類では申請できません。「保育所等利用申込みの御案内」を御確認ください。

7 申請した内容に変更が生じた場合について

退園や転職などにより、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに以下の書類を提出してください。

① 変更が生じた全ての方が提出する書類

1	子どものための教育・保育給付等認定変更・取消申請書
---	---------------------------

② 状況により①の書類に加えて提出する書類

	状況	提出書類
1	退園	—
2	市外への転出	—
3	世帯構成の変化（離婚、結婚、祖父母との同居等）	ひとり親家庭となった場合は、ひとり親を証明する書類（P.4参照）
4	保育を必要とする状況の変化	
	就労状況の変化（転職、勤務時間の変更等）	就労証明書
	離職後に求職活動を行う場合	期間限定誓約書
	入所後に保育の必要性が生じた場合	全ての保護者の保育の必要性を証明する書類
	保育の必要性が無くなった場合	—
5	その他、申請内容に変更が生じた場合	適宜お問い合わせください。

8 保育コンシェルジュ相談

0歳児から就学前の子育てに関する相談や預け先に関する相談等、保護者の意見をお聞きし、ニーズに合った保育サービスについて情報を提供しています。

相談を希望する方は、右記の二次元コードから御予約ができます。

相談希望日の前日午後5時までに御予約ください。

当日の御予約については、保育・幼稚園課（☎046-252-7202）へお問い合わせください。



9 FAQ

Q1:一度無償化の認定を受ければ卒園まで有効ですか？

支給認定は、原則在住する市区町村が行うものであり、1号・新1号は、卒園又は市外に転出するまで有効です。また、新2号は、保育の必要性の要件等の確認のため、1年に1回以上、現況確認を行っていますので、必要な書類の提出をお願いします。また、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更手続を行ってください。

Q2:無償化の対象は何歳からですか？

3歳になる誕生日の前日から対象です。

Q3:仕事を探しています。預かり保育は無償化の対象になりますか？

求職活動として新2号・新3号の支給認定が可能です。3か月間、預かり保育の利用料が無償化の対象となります。

なお、要件を満たす就労先に決定し、認定期間終了月の10日までに就労証明書を提出してください。年度内に求職活動で認定を受けた場合、就労等の要件を挟まずに再度、求職活動で認定することは出来ません。

座間市役所 保育・幼稚園課 認定給付係

住所：〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話：046-252-7202

受付：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

（祝日・休日、12月29日～1月3日を除く）

